

家賃減免の申請方法

1 申請書の書き方

- ・様式第1号「県営住宅等家賃の減免申請書」に必要事項を記入してください。
- ・損害額は、「2 損害額の計算」に示す方法により算出し、減免申請書の「損害の内容」の該当する欄に金額を転記してください。
- ・減免申請書に添付する書類は、「3 減免申請書に添付を要する書類」に示す損害の内容に応じて、該当する書類の□にレ点を付けて添付してください。
- ・なお、令和2年4月から新年度家賃となるため、減免申請書は「令和元年11月～令和2年3月分」と「令和2年4月～令和2年10月分」の2通を提出してください。
(添付書類は1部で結構です。)
- ・様式第2号「家賃減免申請書(災害用)」は太枠の中を記入してください。また、裏面の「県営住宅家賃一部免除申請書類確認表」は、必要書類がそろっているか確認し、右側の「申請者確認」欄の□に✓点を付し、非課税所得の「受給の有・無」欄のどちらかに○を付けてください。

2 損害額の計算

- ・家財に著しい損害を受けた方は、様式第3号「ア被災した家財の損害額の計算書」に必要事項を記入し、損害額を算出してください。
- ・なお、床上浸水以外の場合は、様式第4号「イ被災した家財の個別明細書」により損害額を算出してください。
- ・日常的に使用している自家用車に著しい損害を受けた方は、様式第5号「ウ被災した自家用車の損害額の計算書」に必要事項を記入してください。

3 減免申請書に添付を要する書類

- ・家賃減免申請は、「非課税所得」も収入に含めて計算しますので、入居者の中で平成29年度、平成30年度に下表1に掲げる所得があった場合は、所得の内容に応じて該当する書類全てを添付してください。
- ・下表2又は3に掲げる書類は、損害の内容に応じて該当するものを添付してください。

1 非課税所得に係る証明書類〔平成29年度分、平成30年度分〕

(入居者のどなたかに H29、H30 年度で次のいずれかの所得があった場合は、該当する書類全てを必ず提出してください。)

- 1) 年金・恩給・年金決定通知書又は年金額改定通知書、年金恩給等送金通知書等の写し
 国民年金 (障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金)
 厚生年金 (障害厚生年金・障害手当金・遺族厚生年金)
 共済年金 (障害共済年金・障害一時金・遺族共済年金)
 恩給 (負傷、疾病に基因して受ける増加恩給、遺族恩給)
- 2) 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 各手当証書等の写し
- 3) 雇用保険 雇用保険受給資格者証の写し

<p>4) 生活保護 <input type="checkbox"/>生活保護受給者証の写し</p> <p>5) 休業給付 <input type="checkbox"/>育児休業給付等の給付決定通知書の写し</p> <p>6) 損害賠償金 <input type="checkbox"/>東京電力からの損害賠償金額が確認できる書類の写し</p>
<p>2 家財の損害に係る添付書類</p>
<p>1) 床上浸水の場合</p> <p><input type="checkbox"/>罹災証明書</p> <p><input type="checkbox"/> (様式第3号)ア被災した家財の損害額の計算書</p> <p>2) 床上浸水以外の場合</p> <p><input type="checkbox"/> (様式第3号)ア被災した家財の損害額の計算書</p> <p><input type="checkbox"/> (様式第4号)イ被災した家財の個別明細書</p> <p><input type="checkbox"/>被災した家財の状況が確認できる書類 (写真等)</p>
<p>3 日常的に使用している自家用車の損害に係る添付書類</p>
<p>1) 全損の場合</p> <p><input type="checkbox"/> (様式第5号)ウ被災した自家用車の損害額の計算書</p> <p><input type="checkbox"/>普通自動車の場合：廃車証明書 (登録識別情報等通知書または登録事項等証明書) 写し</p> <p><input type="checkbox"/>軽自動車の場合：廃車証明書 (自動車検査証返納証明書) の写し</p> <p><input type="checkbox"/>廃車手続きに要した費用が確認できる書類 (領収書等) の写し</p> <p>2) 修理の場合</p> <p><input type="checkbox"/> (様式第5号)ウ被災した自家用車の損害額の計算書</p> <p><input type="checkbox"/>修理した自家用車の自動車検査証の写し</p> <p><input type="checkbox"/>修理に要した費用が確認できる書類 (請求書、領収書等) の写し</p>